

健診を受けよう

対象

特定健診 40歳以上の国民健康保険加入者

後期健診 後期高齢者医療加入者

健診受診券は他の検診などの受診票と一緒に冊子になっています。

受診するときは切り離さず、医療機関に渡してください。

※3月以降に国保に加入した方は加入月の翌々月、今年75歳になる3月～9月生まれの方は誕生日翌月に送付します。

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方に、特定健診・健康診査のお知らせを4月22日に発送しました。健診は生活習慣病の予兆を発見する絶好のチャンスです。ぜひご利用ください。



特定健診を受けると

健康年齢通知を送ります

健康に見えても体の中はそうではない場合もあります。健康年齢が高いほど医療費が高くなる可能性があります。健診を受けて健康年齢を確かめましょう！9月末までに受診した方は11月、10月以降に受診した方は令和2年3月に健康年齢結果を郵送します。

※受診時期によって、発送が遅れる場合があります。

保険年金課 ☎66-1103

まちづくりに関する届出制度が始まります

立地適正化計画

7月1日以降に次の行為に着手する場合、30日前までに届出が必要です。

誘導施設に関する届出

- 都市機能誘導区域で定める誘導施設を都市機能誘導区域外で整備する場合
- 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合

誘導施設：病院、診療所、調剤薬局、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、乳幼児一時預かり施設、子ども送迎センター、店舗面積1,000㎡超の大規模小売店舗、銀行、郵便局 など

住宅に関する届出

- 居住誘導区域外で住宅建築目的での開発や一定規模以上の住宅建築などを行う場合

景観計画

7月31日以降に次の行為に着手する場合、30日前までに届出が必要です。また、届出内容の事前協議も必要となります。

届出の対象となる行為

- 一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築・改築・外観の変更を伴う修繕 など
- 一定規模以上の開発行為・土地の開墾・土石の採取・木竹の植栽または伐採・土石の堆積 など

届出対象行為に対する景観形成基準

上記の届出が必要な行為は、景観形成基準への適合が必要になります。色彩に関する基準をはじめ、行為の種類により基準が定められています。

都市計画課 ☎66-1142

